
「経理規則」等の一部改正等について

日証協 平 23 . 3 . 22

本協会では、平成 23 年 3 月 22 日付けの理事会において、「経理規則」等の一部改正及び「資格管理事業統合特別会計規則」の制定を行った。

本改正等は、本協会の会計体系の整備及び統合特別会計（会員及び特別会員の両者からの収入を主体にして、特定の目的のための支出に充てる特別会計）の新設並びに平成 24 年 1 月から予定している資格管理事業の応益負担への移行に伴う当該事業に係る会計に関する事項を定めるためのものである。

経理規則、特別会員会費規則及び本会計における会員及び特別会員に共通する経費等の負担に関する計算の取扱いに関する規則の改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

また、資格管理事業統合特別会計規則は、本協会が別に定める日から施行する。

規則の改正等に係る趣旨・骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「経理規則」等の一部改正等について

平成 23 年 3 月 22 日

日本証券業協会

1. 改正の趣旨

(1) 会計体系の整備

現行の本協会の会計体系上、「本会計」とは、会員一般会計及び特別会員一般会計で構成する「一般会計」を指し、それらを「本会計」として取り扱っている。

この本協会の会計の実体に諸規定を合わせるため、「経理規則」等の一部改正を行う。

なお、本改正は、現行の本協会の会計体系の枠組み自体を見直すものではなく、現行の会計体系に沿って整備を行うものである。

(2) 統合特別会計の新設及び資格管理事業統合特別会計規則の制定

現行の本協会の会計体系に加え、新たに、会員及び特別会員の両者からの収入を主体にして、特定の目的のための支出に充てる特別会計（統合特別会計）を新設する。

これに合わせて、平成 24 年 1 月から予定している資格管理事業の応益負担への移行に伴い、当該事業は一般会計と区分して特別会計により経理するため、当該事業に係る会計に関する事項を定める「資格管理事業統合特別会計規則」を制定する。

2. 改正の骨子

(1) 会計体系の整備

本協会の会計は、一般会計と必要に応じて特定の目的のために設置することができる特別会計の 2 種類に区分する等、現行の会計体系に沿った整備を行う。（経理規則第 5 条、第 6 条、第 31 条、第 34 条、特別会員会費規則、本会計における会員及び特別会員に共通する経費等の負担に関する計算の取扱いに関する規則）

(2) 統合特別会計の新設及び資格管理事業統合特別会計規則の制定

統合特別会計に関する規定を新設し、合わせて、同特別会計に資格管理事業統合特別会計を設置する。(経理規則第 5 条第 2 項、第 3 項第 3 号)

資格管理事業統合特別会計に関する事項を定める「資格管理事業統合特別会計規則」を制定する。

資格管理事業統合特別会計は、外務員登録事業及び資格試験事業にそれぞれ区分して処理する。(資格管理事業統合特別会計規則第 4 条)

資格管理事業統合特別会計は、原則として、外務員登録事業及び資格試験事業に係る収入をもって支出に充当する、応益負担を原則とする。(資格管理事業統合特別会計規則第 5 条)

資格管理事業統合特別会計規則における外務員登録事業及び資格試験事業の範囲を規定し、外務員登録事業では、外務員の登録、登録事項の変更又は登録の抹消に関する事業に加え、外務員の資格の管理に関する事業を加える。(資格管理事業統合特別会計規則第 2 条、第 3 条)

外務員の登録等(取下げを含む。)に関する事業の事務取扱い 1 件ごとに応じた外務員の資格の管理に関する負担として、新たに「外務員登録等事務分担金」を規定する。(資格管理事業統合特別会計規則第 7 条)

外務員登録事業の収支が支出超過となる場合に、資格試験事業の収支において収入超過となる額の全部又は一部を、システム負担調整金として、外務員登録事業の収入に繰り入れることができる旨を規定する。(資格管理事業統合特別会計規則第 8 条)

資格管理事業統合特別会計のうち、1 事業年度の資格試験事業に係る収支差額が、当該事業年度の当該事業に係る予算の収支差額を大幅に上回る又は下回る状況が予想される場合には、次年度以降に適用する外務員登録等事務分担金等の料金若しくは価格の改定又はその取扱いについて検討する旨を規定する。(資格管理事業統合特別会計規則第 10 条第 1 項)

3 . 施行の時期

(1) 経理規則、特別会員会費規則及び本会計における会員及び特別会員に共通する経費等の負担に関する計算の取扱いに関する規則の改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 資格管理事業統合特別会計規則は、本協会が別に定める日から施行する。

以 上

「経理規則」の一部改正について

平成 23 年 3 月 22 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(会計区分)</p> <p>第 5 条 定款第 80 条第 2 項に規定する<u>一般会計</u>には、<u>会員からの収入を主体にして支出に充てる一般会計</u>（以下「<u>会員一般会計</u>」という。）及び<u>特別会員からの収入を主体にして支出に充てる一般会計</u>（以下「<u>特別会員一般会計</u>」という。）を設置し、<u>それぞれ区分して処理する。</u></p> <p>2 <u>定款第 80 条第 2 項に規定する特別会計</u>には、<u>会員からの収入を主体にして、特定の目的のための支出に充てる特別会計</u>（以下「<u>会員特別会計</u>」という。）<u>、特別会員からの収入を主体にして、特定の目的のための支出に充てる特別会計</u>（以下「<u>特別会員特別会計</u>」という。）又は<u>会員及び特別会員の両者からの収入を主体にして、特定の目的のための支出に充てる特別会計</u>（以下「<u>統合特別会計</u>」という。）を設置することができる。この場合、<u>特別会計はそれぞれ区分して処理する。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する特別会計は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>1 <u>会員特別会計</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>証券教育広報センター特別会計</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ロ <u>システム利用特別会計</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ハ <u>地区特別事業特別会計</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ニ <u>第 31 条第 2 項第 1 号に規定する会員特別会計</u></p> <p>2 <u>特別会員特別会計</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(会計区分)</p> <p>第 5 条 定款第 80 条第 2 項に規定する<u>本会計</u>は、<u>会員に係る会計</u>（以下「<u>会員会計</u>」という。）及び<u>特別会員に係る会計</u>（以下「<u>特別会員会計</u>」という。）とし、<u>それぞれ区分して処理する。</u></p> <p>2 <u>会員会計及び特別会員会計</u>には、<u>それぞれ一般会計と定款第 80 条第 2 項に規定する特別会計の会計区分を設ける。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

新	旧
<p>第 31 条第 2 項第 2 号に規定する特別会員特別会計</p> <p>3 統合特別会計</p> <p>資格管理事業統合特別会計</p> <p>4 会員から受け入れた定款第 15 条第 2 項に規定する特別会費については、<u>前項第 1 号に掲げるもののほか、必要に応じて会員特別会計を設置し、処理することができる。</u></p> <p>5 特別会員から受け入れた定款第 33 条で準用する定款第 15 条第 2 項に規定する特別会費については、<u>第 3 項第 2 号に掲げるもののほか、必要に応じて特別会員特別会計を設置し、処理することができる。</u></p> <p>(地区特別事業特別会計)</p> <p>第 6 条 定款第 74 条に規定する地区協会費については、<u>前条第 3 項第 1 号八に規定する地区特別事業特別会計において処理する。</u></p> <p>2 定款第 73 条に規定する地区会長は、各地区協会における前条第 3 項第 1 号八に規定する<u>地区特別事業特別会計</u>の収支予算案及び決算財務諸表を作成し、地区別評議会の同意を得て会長に提出する。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 基金に関する会計</p> <p>(基金特別会計の設置)</p> <p>第 31 条 定款第 82 条に規定する基金については、その目的に応じて第 5 条第 2 項に規定する<u>いずれかの特別会計</u>を設置し、それぞれ本協会の他の資産と区分して処理する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>1 <u>会員特別会計</u></p>	<p>3 会員から受け入れた定款第 15 条第 2 項に規定する特別会費については、必要に応じて<u>会員会計に特別会計を設けることができる。</u></p> <p>4 特別会員から受け入れた定款第 33 条で準用する定款第 15 条第 2 項に規定する特別会費については、必要に応じて<u>特別会員会計に特別会計を設けることができる。</u></p> <p>(地区特別事業会計)</p> <p>第 6 条 定款第 74 条に規定する地区協会費については、<u>前条第 2 項に規定する会員会計に係る特別会計として地区特別事業会計を設ける。</u></p> <p>2 定款第 73 条に規定する地区会長は、各地区協会における前項に規定する<u>地区特別事業会計</u>の収支予算案及び決算財務諸表を作成し、地区別評議会の同意を得て会長に提出する。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 基金に関する会計</p> <p>(基金特別会計の設置)</p> <p>第 31 条 定款第 82 条に規定する基金については、その目的に応じて第 5 条第 2 項に規定する特別会計を設置し、それぞれ本協会の他の資産と区分して処理する。</p> <p>2 前項に規定する特別会計は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 <u>会員会計</u></p>

新	旧
イ 会員一般基金特別会計 ロ 会員研修基金特別会計 ハ 会員証券市場公正化・活性化基金特別会計 ニ <u>理事会決議に基づき、特定の事業目的のために置かれた基金に係る会員特別会計</u> 2 特別会員特別会計 特別会員一般基金特別会計 (削 る)	イ 会員一般基金特別会計 ロ 会員研修基金特別会計 ハ 会員証券市場公正化・活性化基金特別会計 (新 設) 2 特別会員会計 イ 特別会員一般基金特別会計 3 <u>理事会決議に基づき、特定の事業目的のために置かれた基金に係る特別会計</u>
(運用益の処理) 第 34 条 基金の運用益については、次のように処理する。 1 会員一般基金特別会計における運用益については、 <u>予算の定めるところにより、<u>会員一般会計</u>に収入として繰り入れることができる。</u> 2 会員研修基金特別会計における運用益については、 <u>研修事業費の支出に充てるため、<u>会員一般会計</u>に収入として繰り入れる。</u> 3 会員証券市場公正化・活性化基金特別会計における運用益については、 <u>公正化に資する事業又は活性化に資する事業の支出に充てるため、<u>予算の定めるところにより、当該事業に係る会計に収入として繰り入れることができる。</u></u> 4 <u>第 31 条第 2 項第 1 号ニに規定する特別会計における運用益については、<u>予算の定めるところにより、<u>会員一般会計</u>又は<u>会員特別会計</u>に収入として繰り入れることができる。</u></u> 5 <u>特別会員一般基金特別会計における運用益については、<u>予算の定めるところにより、<u>特別会員一般会計</u>に収入として繰り入れることができる。</u></u>	(運用益の処理) 第 34 条 基金の運用益については、次のように処理する。 1 会員一般基金特別会計における運用益については、 <u>予算の定めるところにより、<u>会員会計の一般会計</u>に収入として繰り入れることができる。</u> 2 会員研修基金特別会計における運用益については、 <u>研修事業費の支出に充てるため、<u>会員会計の一般会計</u>に収入として繰り入れる。</u> 3 会員証券市場公正化・活性化基金特別会計における運用益については、 <u>公正化に資する事業又は活性化に資する事業の支出に充てるため、<u>当該事業に係る会計に収入として繰り入れる。</u></u> 4 <u>特別会員一般基金特別会計における運用益については、<u>予算の定めるところにより、<u>特別会員会計の一般会計</u>に収入として繰り入れる。</u></u> 5 <u>理事会決議に基づき、特定の事業目的のために置かれた基金に係る特別会計における運用益については、<u>予算の定めるところにより、<u>会員会計</u>又は<u>特別会員会計の一般会計</u>に</u> </u>

新	旧
6 (現行どおり)	6 (省 略)
付 則	
<p>1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この改正の施行日から平成 23 年 6 月 30 日までの間は、第 5 条第 1 項中「定款第 80 条第 2 項に規定する一般会計」とあるのは、「定款第 80 条第 2 項に規定する本会計」と読み替える。</p>	<p><u>収入として繰り入れる。</u></p>

「特別会員会費規則」の一部改正について

平成 23 年 3 月 22 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(会費の計算方法)	(会費の計算方法)
<p>第 3 条 個々の特別会員（以下「当該特別会員」という。）が納入する会費は、以下により算出された各会費の合計額とする。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 支店・営業所割会費</p> <p>次年度予算編成を行う年度の暦年末日現在における当該特別会員の営業所数（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 33 条の 3 第 1 項第 5 号に定める「本店その他の営業所又は事務所」の数から 1 を差し引いた数。ただし、公共債のみを取り扱う特別会員の営業所数については、その数値を 3 分の 1 とし</p>	<p>第 3 条 個々の特別会員（以下「当該特別会員」という。）が納入する会費は、以下により算出された各会費の合計額とする。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 支店・営業所割会費</p> <p>次年度予算編成を行う年度の暦年末日現在における当該特別会員の営業所数（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 33 条の 3 第 1 項第 5 号に定める「本店その他の営業所又は事務所」の数から 1 を差し引いた数。ただし、公共債のみを取り扱う特別会員の営業所数については、その数値を 3 分の 1 とし</p>

新	旧
<p>たもので計算する。以下同じ。)に基づき算出される次の金額</p> <p>「<u>一般会計</u>における会員及び特別会員に共通する経費等の負担に関する計算の取扱いに関する規則」(以下「共通経費に関する規則」という。)第3条第3項に定める特別会員が負担する経費額の総計(以下「特別会員が負担する経費額の総計」という。)から第1号に定める定額会費の総額を差し引いた金額の2.5%を特別会員の営業所の総数で除して算出した金額に当該特別会員の営業所数を乗じて得られる金額(円未満切捨て)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(特例措置)</p> <p>第4条 会費の計算に当たり、本協会が認めた特別会員には特例措置を設けることができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成23年4月1日から施行する。</p>	<p>たもので計算する。以下同じ。)に基づき算出される次の金額</p> <p>「<u>本会計</u>における会員及び特別会員に共通する経費等の負担に関する計算の取扱いに関する規則」(以下「共通経費に関する規則」という。)第3条第3項に定める特別会員が負担する経費額の総計(以下「特別会員が負担する経費額の総計」という。)から第1号に定める定額会費の総額を差し引いた金額の2.5%を特別会員の営業所の総数で除して算出した金額に当該特別会員の営業所数を乗じて得られる金額(円未満切捨て)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(特例措置)</p> <p>第4条 会費の計算に当たり、本協会が認めた特別会員には、<u>特別会員委員会の同意を得たうえで</u>、特例措置を設けることができる。</p>

「本会計における会員及び特別会員に共通する経費等の負担に関する計算の取扱いに関する規則」
の一部改正について

平成 23 年 3 月 22 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>一般会計における会員及び特別会員に共通する経費等の負担に関する計算の取扱いに関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、会員及び特別会員に共通する経費について、経理規則第 5 条第 1 項に定める<u>会員一般会計及び特別会員一般会計</u>における両者の負担に関し、その計算方法を定めることを目的とする。</p> <p>(負担する経費額等)</p> <p>第 3 条 共通経費とは、収支予算における<u>会員一般会計及び特別会員一般会計</u>の経費金額を合計したものから、会員及び特別会員の両者において客観的かつ明確に区分できる経費金額(会員及び特別会員それぞれの独自負担額)を差し引いたものをいう。</p> <p>2 } 3 } (現 行 ど お り) 4 }</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>本会計における会員及び特別会員に共通する経費等の負担に関する計算の取扱いに関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、会員及び特別会員に共通する経費について、経理規則第 5 条第 1 項に定める<u>会員会計及び特別会員会計</u>における両者の負担に関し、その計算方法を定めることを目的とする。</p> <p>(負担する経費額等)</p> <p>第 3 条 共通経費とは、収支予算における<u>会員会計及び特別会員会計</u>の経費金額を合計したものから、会員及び特別会員の両者において客観的かつ明確に区分できる経費金額(会員及び特別会員それぞれの独自負担額)を差し引いたものをいう。</p> <p>2 } 3 } (省 略) 4 }</p>

資格管理事業統合特別会計規則 (平23. 3.22)

(目的)

第 1 条 この規則は、経理規則第 5 条第 3 項第 3 号に規定する資格管理事業統合特別会計（外務員登録事業及び資格試験事業に係る特別会計をいう。）について必要な事項を定め、当該特別会計の取扱いについての明確化等を図ることを目的とする。

(外務員登録事業の範囲)

第 2 条 この規則において、外務員登録事業とは、次の各号に掲げる事業をいう

- 1 協会の外務員の資格、登録等に関する規則（以下「外務員規則」という。）第 8 条の規定による外務員の登録に関する事業
- 2 外務員規則第 10 条第 1 項第 1 号の規定による登録事項の変更に関する事業
- 3 外務員規則第 14 条の規定による登録の抹消に関する事業
- 4 外務員規則に規定する外務員の資格の管理に関する事業
- 5 前各号に掲げる事業に付随する事業

(資格試験事業の範囲)

第 3 条 この規則において、資格試験事業とは、次の各号に掲げる事業をいう。

- 1 外務員等資格試験に関する規則（以下「試験規則」という。）第 3 条に規定する試験の実施に関する事業
- 2 試験規則第 3 条に規定する試験の実施に関連して制作する印刷物（以下「印刷物」という。）の頒布に関する事業
- 3 外務員規則第 18 条に規定する外務員資格更新研修の実施に関する事業
- 4 前 3 号に掲げる事業に付随する事業

(会計区分)

第 4 条 資格管理事業統合特別会計は、外務員登録事業及び資格試験事業にそれぞれ区分して処理する。

(応益負担の原則)

第 5 条 資格管理事業統合特別会計は、原則として、外務員登録事業及び資格試験事業に係る収入をもって支出に充当する。

(収支予算上の取扱い)

第 6 条 外務員登録事業又は資格試験事業に係る収入及び支出の額が、当該事業の収入及び支出に係る年間予算額をそれぞれ超過するときは、経理規則第 42 条第 2 項の規定にかかわらず、当該事業に係る収入の超過額の範囲内で当該事業の支出を行うことができる。

- 2 外務員登録事業及び資格試験事業は、各事業年度においてそれぞれの収支を均衡させるものと

する。ただし、資格試験事業の収支において収入超過が生じるときは、この限りではない。

(外務員登録等事務分担金)

第 7 条 本協会は、外務員登録事業の収支を均衡させるため、外務員規則第 16 条第 1 項に規定する登録手数料とは別に、第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する事業の事務取扱い 1 件ごとに応じた同条第 4 号に規定する事業に係る事務分担金（以下「外務員登録等事務分担金」という。）を、協会員に対し請求する。

2 協会員は、前項に規定する請求があった場合は、外務員登録等事務分担金を、原則として、本協会が指定する日までに、本協会に納入しなければならない。

3 外務員登録等事務分担金の額は、予算編成における外務員登録事業の収支状況等に基づき、本協会が別に定める。

(システム負担調整金)

第 8 条 外務員登録等事務分担金の収納によってもなお外務員登録事業の収支が支出超過となる場合においては、資格試験事業の収支において収入超過となる額の全部又は一部を、システム負担調整金として、外務員登録事業の収入に繰り入れることができる。

(受験料等の料金又は価格)

第 9 条 資格試験事業の収支を均衡させるため、試験規則第 3 条に規定する試験の受験料、印刷物の頒布価格、外務員規則第 18 条に規定する外務員資格更新研修の受講料その他の資格試験事業に係る料金又は価格は、資格試験事業の収支状況に基づき、本協会が別に定める。

(外務員登録等事務分担金等の改定)

第 10 条 資格管理事業統合特別会計のうち、一事業年度の資格試験事業に係る収入の額から支出の額を減じて得た額が、当該事業年度の当該事業に係る収入予算の額から支出予算の額を減じて得た額を大幅に上回る又は下回る状況が予想される場合には、次年度以降に適用する外務員登録等事務分担金若しくは第 9 条に規定する資格試験事業に係る料金若しくは価格の改定又はその取扱いについて検討する。

2 資格管理事業統合特別会計において、収支に関連して考慮すべき事象が生じた場合、本協会は、必要に応じて特例措置を設けることができる。

付 則

1 この規則は、本協会が別に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日が本協会の事業年度の開始の日でない場合で、かつ、事業年度の開始の日から施行日の前日までの会員一般会計及び特別会員一般会計における資格試験事業に係る収入の額が当該事業に係る間接費を含む支出の額を上回るときは、当該収入の額から当該支出の額を減じて得た額を資格管理事業統合特別会計の資格試験事業の収入に繰り入れる。